

議事録作成システムの利用に関する業務委託仕様書

1 システム導入の背景

本市では、市議会はもとより有識者等による審議会や庁内での会合など、多くの会議が日々開催されており、その議事録の作成事務が職員にとって大変な負担となっている。本委託業務は、A Iを活用した議事録作成システム（以下「議事録作成システム」という。）を導入し、全庁的に活用することにより、議事録作成事務に要する時間の縮減を図ろうとするものである。

2 業務概要

（ア） 履行期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

（議事録作成システムの利用は令和7年8月1日までに開始できること）

（イ） 業務概要

- （1）議事録作成システムを LG-WAN クラウドサービスにて提供すること。
- （2）議事録作成システムを利用するために必要となる設定内容を甲乙で確認のうえ、設定すること。また、本市が自ら利用者のアカウントを払い出すことができるよう、管理機能を提供すること。
- （3）問い合わせのサポート対応を行うこと。

3 議事録作成システム

「2 業務概要」に示した議事録作成システムの要件を以下に示す。

（1）音声認識機能

- ・単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。
- ・話し言葉（特に議会特有、会議特有の話し言葉）が音声認識できること。
- ・ユーザー辞書の登録ができること。その際、発言者名に関してはその他の単語とは区別して辞書に登録ができること。
- ・ユーザー辞書の登録はダイアログでの一語ずつの登録以外に、CSV テキストファイルで複数語の一括登録もできること。
- ・間投詞等のフィラー（不要語）を認識し、意味のある単語と区別できること。
- ・自動的に句読点の出力ができること。
- ・単語単位で音声認識結果に複数の候補をデータとして保持すること。
- ・録音音声と認識結果のテキストをひとつのファイル（以下「音声認識結果データ」という。）で保存できること。
- ・発話の息継ぎを自動検出し、そのタイミングで発話区間を決定できること。
- ・人間の発話音声とその他の音を区別し、発話区間の検出ができること。

- ・ 指定時間区切りで、出力される「音声認識結果データ」を自動で分割して保存できること。その際、区切りのポイントが発話中であった場合、発話完了まで待つて保存されること。
- ・ 音声ファイル (WAV, WMA, WMV, MP3, MP4, m4a) に対し、音声認識処理ができること。
- ・ 話者の振り分けができること。また、話者振り分けデータを指定しない場合は、話者推定が行えること。
- ・ 音声認識処理の進捗が確認できること。
- ・ 音声認識処理を行う音声データのファイル数に上限がないこと。ただし、処理可能な1ファイルあたりの容量に上限があっても構わない。
- ・ 同時に3つ以上の音声ファイルを処理できること。

(2) その他

- ・ 本市が作成できる利用者アカウントは150アカウント以上とすること。
- ・ 本市が作成した20以上の利用者アカウントが同時接続可能であること。
- ・ 音声認識処理を行う音声データの月の合計利用時間に制限がないこと。
- ・ 自治体での導入実績を6件以上有していること。
- ・ 国内サーバで処理されること。

4 納入期限

令和7年7月31日

5 その他

- (1) 円滑な運用のために本市を支援するとともに、調査依頼、資料請求等に対して迅速に対応すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて本市に帰属するものとする。
- (3) 業務の実施に当たりデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- (4) 業務の総括責任者及び代行するものを置くこと。総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、本市の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。

6 特記事項

- (1) 本システムの安定的な運用を行うため、運用マニュアルを作成し本市に対して研修を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について

ては、本市と協議の上決定すること。